

静岡県公立大学法人地域貢献及び産学官連携の推進組織に関する規程

平成 21 年 1 月 20 日 規程第 144 号

改正 平成 24 年 3 月 29 日、平成 27 年 4 月 1 日、平成 29 年 8 月 4 日

平成 31 年 4 月 1 日、令和 2 年 2 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日

第 1 章 ふじのくに発イノベーション推進機構

(設置)

第 1 条 静岡県公立大学法人静岡県立大学及び同短期大学部(以下「本学」という。)は、地域貢献活動及び産学官連携活動を総合的に推進することにより、地域社会との協働による共育を通して有為な人材を育成し、また、学術研究の成果を広く還元し、社会の発展に寄与するため、ふじのくに発イノベーション推進機構(以下「機構」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 機構は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学全体の文理融合研究の推進に関すること。
- (2) 研究および共育の成果を社会に還元できる人材の育成に関すること。
- (3) 地域貢献活動の推進に関すること。
- (4) 産学官連携活動の推進に関すること。
- (5) その他機構の目的を達成するために必要なこと。

(機構長)

第 3 条 機構に、機構長を置き、学長をもって充てる。

(組織)

第 4 条 機構に、地域貢献・産学官連携推進会議(以下「推進会議」という。)、
「ふじのくに」みらい共育センター(以下「センター」という。)及び産学官連携戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

(大学院附属研究施設等との関係)

第 5 条 機構は、静岡県立大学大学院学則第 4 条に規定する附属研究施設、静岡県立大学グローバル地域センター規則に基づいて設置する静岡県立大学グローバル地域センター及び地域貢献活動に関わる各種委員会と、地域貢献活動及び産学官連携活動に関して連携し、また、情報の共有を図る。

第 2 章 地域貢献・産学官連携推進会議

(地域貢献・産学官連携推進会議の所掌事項及び組織)

第 6 条 推進会議は、地域貢献及び産学官連携に関する基本方針及び推進戦略を決定するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域貢献及び産学官連携の推進に関する総合的な企画立案に関すること。
- (2) 大学と民間機関、地域社会等との連携に関すること。
- (3) 国、地方自治体及び民間企業等との共同研究及び受託研究等の外部資金の受入れに

関すること。

(4) 地域貢献及び産学官連携の推進のための情報収集及び学内外への普及・啓発に関すること。

(5) 知的財産の活用推進に関すること。

(6) その他地域貢献及び産学官連携の推進に関すること。

2 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学部長

(4) 学府長

(5) 研究院長

(6) 研究科長

(7) 短期大学部長

(8) 事務局長

(9) 短期大学部事務部長

(10) 総務部長

(11) 教育研究推進部長

3 推進会議に議長を置き、学長をもって充てる。

4 推進会議に議長を補佐する副議長を置き、産学官連携担当副学長をもって充てる。

5 議長は、必要があるときは、第2項に掲げる者以外の者を推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(機構本部会議)

第7条 推進会議、センター及び本部の重要事項を協議するため、前条第2項第1号、第2号及び第8号に規定する者による機構本部会議を置く。

(専門部会)

第8条 推進会議に次の事項を審査するための大学名称使用等審査専門部会(以下「審査専門部会」という。)を置く。

(1) 大学名称等の使用許諾に関すること

(2) 大学発ベンチャーの認定に関すること

2 議長は、必要に応じて、審査専門部会以外の専門部会を設置することができる。この場合の組織等は、議長が定める。

(審査専門部会の構成)

第9条 審査専門部会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 産学官連携担当副学長

(2) 申請者の教員が所属する学部、学府、研究院、研究科その他の部局の長

(3) 広報委員長

(4) 教育研究推進部長

(5) 短期大学部総務室長

(6) ベンチャー企業の起業プロセス、商標、法律一般、知的財産権及び景品表示等に識

見を有する者で学長が指名した者

- 2 審査専門部会に部会長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
- 3 第1項第6号に規定する者の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 部会長は、必要があるときは、第1項に掲げる者以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(審査専門部会への諮問等)

第10条 学長は、大学発ベンチャー認定申請又は大学名称等の使用に関する申請があったときは、速やかに審査専門部会に付議するものとする。

- 2 学長は、前項に規定する審議結果を踏まえ、認定又は承認すべきものと認めた場合は、認定又は承認の決定を行うものとし、その結果を文書により申請者に通知する。
- 3 学長が前項に規定する認定又は承認の決定を行った場合、部会長は、これを直近の推進会議及び教育研究審議会に報告するものとする。

第3章 「ふじのくに」みらい共育センター

第11条 センターは、推進会議の決定に基づき、第6条第1項に規定する事項のうち、地域貢献事業に関するものを具体的に実施する。

- 2 前項に規定するもののほか、センターについては、別に定める。

第4章 産学官連携推進本部

(産学官連携推進本部の所掌事項)

第12条 本部は、推進会議の決定に基づき、第6条第1項に規定する事項のうち、産学官連携事業に関するものを具体的に実施する。

(産学官連携推進本部の組織及び事務分掌)

第13条 本部は、第6条第2項第2号及び第8号に規定する者をもって組織する。

- 2 本部長は産学官連携担当副学長をもって充て、本部を統括する。
- 3 本部長は、諮問機関を置くことができる。
- 4 本部は、発明委員会と連携して知的財産の創出・管理・活用を推進する。
- 5 本部は、臨床研究施設運営委員会と連携して、静岡県立大学附属臨床研究施設管理規程に基づいて管理する臨床研究施設の整備及び運営に必要な予算を確保するとともに、円滑な運営への指導・助言を行う。

第5章 その他

(教育研究審議会への報告)

第14条 機構長は、毎年度、活動状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第15条 機構、推進会議、センター及び本部の庶務は、短期大学部事務部と連携して、地域・産学連携推進室において処理する。

(委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は議長が、センターの運営に関し必要な事項はセンター長が、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、それぞれ機構長と協議して定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 8 月 4 日から施行する。
- 2 静岡県立大学産学連携推進委員会規程（平成 19 年規程第 49 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 静岡県公立大学法人地域貢献推進本部規程（平成 24 年規程第 157 号）は廃止する。
- 3 静岡県立大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程（平成 27 年規程第 172 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「産学官連携戦略会議」を「地域貢献・産学官連携推進会議大学名称使用等審査専門部会」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。